

テキスト ページ	項目	改正施行日	旧	新
81	(4) クーリングオフ	平成 19 年 6 月 1 日以後に申し込まれた保険契約から適用	<追加>	<p><クーリングオフできる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険募集等の目的を告げられることなく保険会社等の営業所等に行き、または専ら保険募集以外の業務に関する目的で保険会社等の営業所等に赴いた顧客が、その日に当該営業所等において保険契約の申込みをした場合 ・ 申込者等の居宅において、保険会社等への口座への振込みにより保険料を払込み、または当該口座への振込みによる払込みを当該保険会社等もしくはその役員若しくは使用人に委託した場合 ・ 変額保険契約、外貨建て保険契約等のうち申込みの撤回等ができないものについては、申込みの撤回等の代わりに特定早期解約（※）を行うことができる ※ 特定早期解約とは、当該保険契約の成立の日又はこれに近接する日から起算して 10 日以上のある一定の日数を経過するまでの間の解約に限り、解約手数料（解約控除）を差し引かず、また契約当初に保険料から差し引かれた買い付け手数料の全額を契約者価額に加算した額を払い戻すこと